



# 長野県報

1月4日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1826号

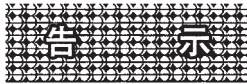
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(土地・景観課).....	1
地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課).....	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課).....	3

### 公告

一般競争入札(企画課).....	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課).....	4
特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課).....	5
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(生活排水対策課).....	5
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課).....	6
一般競争入札(保健厚生課).....	6
正誤(行政改革推進課).....	6



### 長野県告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年1月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 起業者の名称  
伊那市
- 2 事業の種類  
伊那市立美篤公民館及び伊那市美篤支所建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
伊那市美篤地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
伊那市立美篤公民館及び伊那市美篤支所建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事務の用に供する施設に関するものである。

### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である伊那市は、事業遂行について必要な財源措置を講ずることを確約しており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

#### ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の伊那市立美篤公民館及び伊那市美篤支所は、昭和37年に建設され、現在まで使用されてきたが、建築から44年が経過し、老朽化が一段と進んでいる。

近年の市民の学習活動意欲の高まりや行政サービスの増加に伴い、公民館及び支所の利用者も年々増加しているが、現在の公民館及び支所の敷地及び建物は狭いため、十分な対応ができず支障が生じている。

このような現状のなか、本件事業が施行されれば、次のような事業効果が期待でき、市民の学習活動の拠点の充実と行政事務の円滑な執行が促進される。

#### (7) 公民館

会議室については、和室以外の部屋が増えることから、高齢者や体の不自由な方にとって使いやすくなるとともに、慢性的な会議室不足の解消が図られる。

#### (4) 支所

事務室の拡張に伴い、待合いスペースが広くなるとともに、各種証明書を発行する機器類の設置スペース、市町村合併に伴い今後設置される地域自治協議会のスペース等が

確保されることから、行政サービスの向上が図られる。

(ウ) 駐車場

各種検診、研修会等の実施時にも対応できる駐車スペースが確保されることから、近隣への無断駐車や路上駐車の解消が図られる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地周辺は、小学校、保育所があるほか隣接する民家が少なく、田や畑に囲まれた場所であることから、完成施設が地域住民の生活環境へ及ぼす影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本体事業を早期に施行する必要性

現在の公民館は慢性的な会議室不足であること、支所についても十分なスペースが確保されていないこと、また、駐車場についても不足していること、さらに地域住民からも建設を強く要望されていることから、早期の対応が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、公民館及び支所の建設並びに駐車場、緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

伊那市立美篤公民館

土地・景観課

長野県告示第2号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成19年1月4日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 和田正	長野県長野市大字稲葉中千田2142番地	平成18年12月26日

税務課

長野県告示第3号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年1月4日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	平成22年1月7日

医療政策課

長野県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月22日まで、長野県土木部道路課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月4日

長野県知事 村井 仁

- 道路の種類 県道
- 路線名 荻窪丸子線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上田市東内1080番の1地先から 上田市東内383番の1地先まで	旧	8.0~30.0	1.1977
同 上	新	8.0~30.0	1.1977
		10.0~26.0	1.2270

道路課

長野県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月22日まで、長野県土木部道路課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 土合松本線  
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井字本郷1274番の1地先から	旧	4.0～8.5 <sup>m</sup>	2.3695 <sup>km</sup>
松本市大字今井字中道3982番の3地先まで		5.5～10.5	2.8800
同 上	新	5.5～10.5	2.8800

道 路 課

### 長野県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月22日まで、長野県土木部道路課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 荻窪丸子線  
 2 供用を開始する区間  
 上田市東内1080番の1地先から  
 上田市東内383番の1地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成19年1月10日

道 路 課

### 長野県告示第7号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成18年12月15日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成19年1月4日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	千曲坂城獵友会	千曲市大字上山田温泉4-15-1 千曲市上山田庁舎内	千曲市大字上山田温泉4-15-1 千曲市上山田庁舎内
旧		千曲市大字屋代1881-1 長野地方事務所埴科連絡所内	千曲市大字屋代1881-1 長野地方事務所埴科連絡所内

会 計 課